

【債権執行申立書添付書類等一覧表】

	必要提出書類	備考	取得場所
<input type="checkbox"/>	債権差押命令申立書 (1)申立書冒頭(2)当事者目録(3)請求債権目録(4)差押債権目録)	(1)から(4)までの順番でホッチキスで留め、各ページの上部に捨印を押してください。	
<input type="checkbox"/>	当事者目録, 請求債権目録, 差押債権目録	上記とは別に各目録のコピーを1部添付してください。 (捨印は押さないでください)	
<input type="checkbox"/>	執行力ある債務名義の正本	執行文を付与された(不要なものもあり)債務名義(判決・調停調書・支払督促・公正証書等)のことです。	債務名義を取得したところ
<input type="checkbox"/>	債務名義の送達証明書	債務者が債務名義を受け取ったという証明書のことです。	債務名義を取得したところ
<input type="checkbox"/>	代表者事項証明書(商業登記簿謄本) ※3か月以内に発行されたもの	当事者の中に法人がいる場合に当該法人につき必要です。	法務局
<input type="checkbox"/>	住民票 ※3か月以内に発行されたもの	個人である当事者の現住所が債務名義上と異なる場合に必要です。	住所地の市町村役場
<input type="checkbox"/>	戸籍事項証明書 ※3か月以内に発行されたもの	個人である当事者の現在の氏名が、債務名義上の表示と異なる場合に必要です。	本籍地の市町村役場
<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>			
【納付費用】			
<input type="checkbox"/>	収入印紙(申立手数料)	4,000円	郵便局
<input type="checkbox"/>	郵便切手 (注意) 債務者や第三債務者への郵便が不送達になった場合や事件の取下げをする場合には追加納付していただくことがあります。	3,280円 (内訳) ・ 500円…5枚 ・50円…2枚 ・ 100円…4枚 ・10円…1枚 ・ 94円…1枚 ・ 2円…4枚 ・ 84円…2枚 ◎陳述催告費用(564円)を含みます。	郵便局

※収入印紙・郵便切手の額は債務名義1通、当事者各1名の場合に限られます。債務名義又は当事者が複数の場合には、当係にお尋ねください。

鳥取地方裁判所民事部執行係

電話 (0857) 22-2171

鳥取地方裁判所米子支部執行係

電話 (0859) 22-2209